気も新らたにして さあ、業務開始だ

4月8日から新庁舎で

四月八日から新庁舎で役場業務が開始されます。

新庁舎の位置は、図1で示すように、横越村農協裏、県道新潟・横越線（通称赤道）と大規模農道との交差点の南側で、農協前バス停から徒歩で三分のところです。

各課の配置は、図2のように、一階は住民課、保健福祉課、建設企業課、税務課、出納室が、二階は村長室と助役室をはじめ、総務課、企画調整課、経済課、農業委員会事務局、教育委員会事務局が、三階は議会事務局と監査員室が置かれています。

各事務室は、教育委員会事務局を除き、村民が気軽に利用されるようにワンフロアでわかりやすくなっています。

また、お年寄りや身障者の来庁のために、玄関と議会傍聴席の通路にはスロープが取り入れられているほか、エレベーターや身障者用便所が、窓口には低いカウンターが置かれているなど工夫がされています。

図1　新庁舎案内図

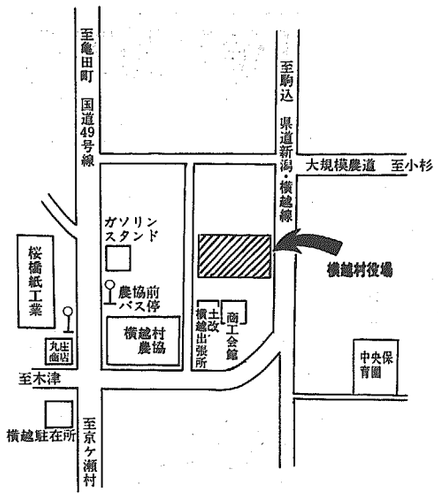

図2　各課配置図

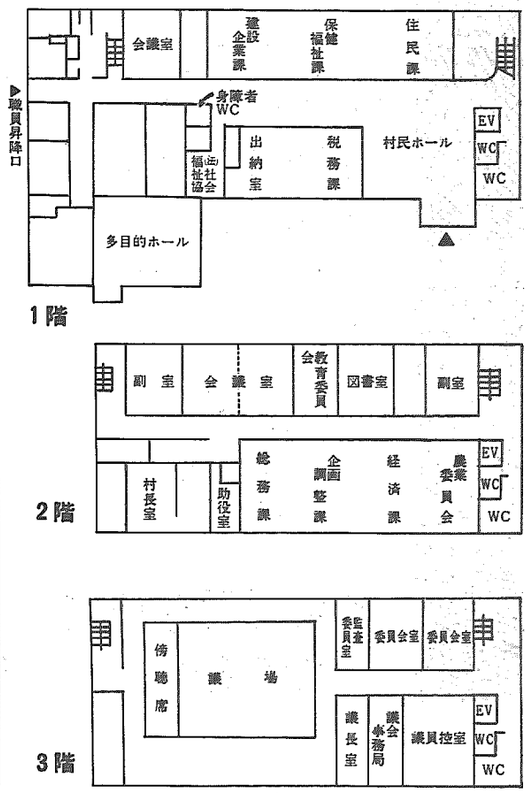

新庁舎を公開します

1月13日(日)午後1時～4時
14日(月)午前9時～午後4時

ゴシック風建築で、威風堂々として村民から長く親しまれ、五十余年間風雪に耐えながら行政執行の館として、村の発展に多くの歴史を刻んできました役場庁舎がいまその扉を閉じようとしています。本当に長い間ご苦労さんでした。

横越村役場を訪ねる多くの人たちが、庁舎を見て「由緒ある建物ですね」とその由来を聞く。

新潟県庁農林部の建物の一部を払い下げ、昭和八年七月十日改築落成をしました。

明治時代流行の洋風建築で当時の村民は、驚きのまなざしでハイカラな建物をながめ村の発展に期待をしていたのではないでしょうか。

新庁舎の完成で半世紀にわたる歴史を閉じることになりますが、この雄姿を惜しみ、保存の要望もあり、村では、しばらくの間は、現状のまま保存していく予定です。

ご苦労さまでした

50余年間村政の歴史を刻み閉庁

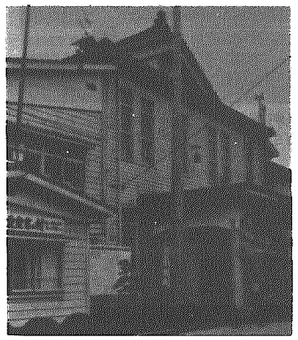

しばらく現状のまま保存予定

お知らせ

ご不便かけます

4月7日まで
新庁舎の引っ越し作業

新庁舎への移転作業が四月一日から七日まで行われます。

この期間中、役場にご用の方には大変ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

特に、四月六日(土)の窓口業務については、混雑が予想されますので、できるだけ他の日においでくださるようお願いいたします。

新庁舎の電話番号

日本電信電話
(代)二一一一

有線放送

総務課	五六一一
税務課	五六八一
住民課	五六六一
保健福祉課	五六五一
経済課	五六三一
建設企業課	五六四一
企画調整課	五六二一
出納室	五六七一
議会事務局	五六二三
農業委員会事務局	五六九一
教育委員会事務局	五六〇一
宿直室	五六六二

3月定例議会

昭和60年度予算決る

企業誘致推進委員会条例を制定

現庁舎で最後の村議会

現庁舎で最後の審議となる三月定例議会が三月十一日招集され、二十二日まで十二日間の会期で開かれました。

昭和六十年度一般会計予算案、五つの特別会計予算案などを含む四三議案と、「小阿賀野川堤防(二本木地内)の補強と非常の場合の対策についての陳情書」など二件について審議し、陳情一件をのぞき、原案どおり可決いたしました。

一般質問は、二十日行われ、村の財政運営、国際青年年と村の青年対策、学校給食業務の運営、鳥屋野潟水質汚濁対策、小阿賀野川治水対策、道路行政、通学道路の安全対策、就学援助制度の利用状況、地方行革大綱の策定など二〇件九人の議員が村当局の考えを質しました。

【おもな議案】

■**昭和六十年度一般会計予算**詳細は四・五頁に掲載。

■**昭和六十年度国民健康保険・老人保健・水道事業・下水道事業・農業共済の各特別会計予算**
五月号に掲載。

■**固定資産評価審査委員の選任**
稲村倉二（小杉・75歳）

■**特別職等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正**
（関係条例5件）
村三役、議員等の特別職の報酬を改正三頁に掲載。

■**企業誘致推進委員会設置条例の制定**
村長の諮問に応じ、積極的に企業誘致を図るため、調査・審議するもの。委員は一〇名以内で組織。

【請願陳情】

■**小阿賀野川堤防（二本木地内）の補強と非常の場合の対策についての陳情書**
能代川の整備で水流・水量が変化、豪雨期には寿橋附近の溢水、破堤の危険性も考えられ、堤防補強と非常時対策を陳情者代表村木正典から出されているもの。

■**「非核宣言」に関する陳情書**
否決

村のようす

<60年2月末日現在>

総人口	8,998人	
うち	男 4,356人	
	女 4,642人	
世帯数	2,040世帯	
2月の動き	出生15	死亡3
	転入15	転出17

特別職等の報酬引き上げ

村長四六万円に 議員一〇万八千円

三月定例議会で特別職等の報酬及び費用弁償等の条例の一部が昭和五十七年以来三年ぶりに改正され、四月一日から特別職等の報酬が引き上げられることになりました。

これより早く、浅見村長は二月十二日、報酬審議会（会長、五十嵐孝哉）に特別職等の報酬が県下及び近隣町村と比べて低いため、「一〇%程度引き上げたい」と諮問しました。

これをうけて同審議会は、二月二十九日「周辺町村の実態を参考に引き上げを認めるものの、大幅引き上げについて村民の感情を考えた場合、一考の余地がある。この点を考慮の上、実施を」という意見をまとめ村長に答申をしました。

三月定例議会で決まった報酬は、引き上げ率は三・九〇%から一一・七六%と幅があるものの、大半が八%前後で引き上げ額の最高は、村長の三〇、〇〇〇円（六・九八%）で月額四六〇、〇〇〇円となりました。引き上げ率の最高は消防団機動班長の一一・七六%で四〇〇円引き上げられ、月額三、八〇〇円となりました。

おもな特別職の報酬（月額）

		( )は改訂前
村長	460,000円	(430,000)
助役	370,000円	(350,000)
収入役	350,000円	(325,000)
教育長	320,000円	(302,000)
議長	145,000円	(134,000)
副議長	119,000円	(100,000)
議員	108,000円	(100,000)
監査委員(議員)	11,000円	(10,200)
〃 (学識)	22,100円	(20,500)
農業委員会長	33,700円	(31,200)
農業委員会長代理	22,000円	(20,400)
教育委員長	24,400円	(22,600)
教育委員	18,900円	(17,500)
公民館長	108,000円	(100,000)
嘱託員(年額)	74,500円	(69,000)

土改出張所も 8日から 新事務所で

役場新庁舎前に建設工事を進めてきた亀田郷土地改良区横越出張所がこのほど完成し四月八日から新事務所で、業務を開始いたします。

労働保険料の申告・納付は5月15日まで

労災保険・雇用保険の昭和59年度確定保険料、昭和60年度概算保険料の申告・納付は5月15日までです。

やむを得ない事情で保険料を指定期限までに納付できない場合には、申告書だけを所定期日までに所轄の労働基準監督署または、新潟県雇用保険課へ提出してください。

横越村の交通事故発生件数

(60年1月末日)

	発生件数			死者		負傷者	
	本年	前年	増減	本年	前年	本年	前年
横越村	2	0	2	0	0	2	0
隣接町村	16	13	3	0	0	18	17
合計	389	446	457	11	2	497	557